

4

平成29年度

多賀城市各会計予算

多賀城市

目 次

議案第19号	平成29年度多賀城市一般会計予算	・・・	1
議案第20号	平成29年度多賀城市国民健康保険特別会計予算	・・・	11
議案第21号	平成29年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算	・・・	19
議案第22号	平成29年度多賀城市介護保険特別会計予算	・・・	25
議案第23号	平成29年度多賀城市下水道事業特別会計予算	・・・	31
議案第24号	平成29年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分について	・・・	41
議案第25号	平成29年度多賀城市水道事業会計予算	・・・	43

一 般 会 計

議案第19号

平成29年度多賀城市一般会計予算

平成29年度多賀城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成29年2月13日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		7,728,687
	1 市民税	3,554,162
	2 固定資産税	2,921,339
	3 軽自動車税	123,320
	4 市たばこ税	527,530
	5 都市計画税	602,336
2 地方譲与税		120,844
	1 地方揮発油譲与税	33,797
	2 自動車重量譲与税	83,340
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	3,706
3 利子割交付金		8,179
	1 利子割交付金	8,179
4 配当割交付金		25,935
	1 配当割交付金	25,935
5 株式等譲渡所得割交付金		26,832
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,832
6 地方消費税交付金		971,859
	1 地方消費税交付金	971,859
7 自動車取得税交付金		35,328
	1 自動車取得税交付金	35,328
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		23,490
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,490
9 地方特例交付金		41,848
	1 地方特例交付金	41,848
10 地方交付税		6,316,885
	1 地方交付税	6,316,885
11 交通安全対策特別交付金		12,300
	1 交通安全対策特別交付金	12,300
12 分担金及び負担金		191,225
	1 負担金	191,225

款	項	金額
13	使用料及び手数料	506,020
	1 使用料	418,105
	2 手数料	87,915
14	国庫支出金	3,562,078
	1 国庫負担金	2,575,083
	2 国庫補助金	974,866
	3 国庫委託金	12,129
15	県支出金	1,463,319
	1 県負担金	852,766
	2 県補助金	463,297
	3 県委託金	147,256
16	財産収入	81,950
	1 財産運用収入	66,798
	2 財産売払収入	15,152
17	寄附金	450,000
	1 寄附金	450,000
18	繰入金	4,967,352
	1 基金繰入金	4,967,348
	2 特別会計繰入金	4
19	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
20	諸収入	813,969
	1 延滞金、加算金及び過料	5,002
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	292,413
	4 受託事業収入	123,184
	5 雑入	393,270
21	市債	1,081,900
	1 市債	1,081,900
歳入合計		28,450,000

歳 出

款	項	金 額
1	議会費	215,308
	1 議会費	215,308
2	総務費	3,672,918
	1 総務管理費	3,153,002
	2 徴税費	300,590
	3 戸籍住民基本台帳費	123,405
	4 選挙費	53,164
	5 統計調査費	11,371
	6 監査委員費	31,386
3	民生費	8,797,623
	1 社会福祉費	3,234,872
	2 児童福祉費	3,939,790
	3 生活保護費	1,231,082
	4 災害救助費	391,879
4	衛生費	1,301,787
	1 保健衛生費	726,377
	2 清掃費	575,410
5	労働費	67,218
	1 労働諸費	67,218
6	農林水産業費	503,369
	1 農業費	503,044
	2 林業費	190
	3 水産業費	135
7	商工費	337,417
	1 商工費	337,417
8	土木費	8,102,717
	1 土木管理費	121,193
	2 道路橋りょう費	1,122,250
	3 河川費	5,656
	4 都市計画費	6,730,014
	5 住宅費	123,604

款	項	金 額
9	消防費	715,317
	1 消防費	715,317
10	教育費	2,574,047
	1 教育総務費	321,275
	2 小学校費	289,419
	3 中学校費	168,634
	4 社会教育費	1,187,024
	5 保健体育費	607,695
11	災害復旧費	1
	1 災害復旧費	1
12	公債費	2,109,928
	1 公債費	2,109,928
13	諸支出金	6,801
	1 普通財産取得費	1
	2 災害援護資金貸付金	6,800
14	予備費	45,549
	1 予備費	45,549
	歳 出 合 計	28,450,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
宮城県共同電子申請サービス利用負担金	平成30年度から 平成31年度まで	262 千円
七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡資金の融資に伴う損失補償	平成29年度から 平成36年度まで	当該融資額の1割に相当する額
自動車交通騒音調査業務委託	平成30年度から 平成33年度まで	10,000 千円
中小企業者に対する事業資金の融資に伴う損失補償	平成29年度から 平成42年度まで	融資預託額の $\frac{10}{100}$ に相当する額
公共工事に係る中小企業振興資金等の融資に対する利子補給	平成30年度から 平成32年度まで	当該融資額に対する償還利子の $\frac{40}{100}$ に相当する額
自動車借上料	平成30年度から 平成34年度まで	11,595 千円
パソコン借上料	平成30年度から 平成34年度まで	54,923 千円
印刷機等借上料	平成30年度から 平成34年度まで	13,509 千円
施設備品借上料	平成30年度から 平成33年度まで	6,580 千円
業務支援システム借上料	平成30年度から 平成34年度まで	17,915 千円
各種管理業務等委託	平成30年度から 平成34年度まで	13,122 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 4,800	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
景観整備事業	2,200			
街路事業	36,600			
公園整備事業	22,500			
道路橋りょう事業	104,700			
臨時財政対策債	911,100			
計	1,081,900			

国民健康保険特別会計

議案第20号

平成29年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

平成29年度多賀城市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,108,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成29年2月13日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1	国民健康保険税	1,268,978
	1 国民健康保険税	1,268,978
2	使用料及び手数料	1,000
	1 手数料	1,000
3	国庫支出金	1,603,660
	1 国庫負担金	1,214,187
	2 国庫補助金	389,473
4	療養給付費交付金	124,395
	1 療養給付費交付金	124,395
5	前期高齢者交付金	1,481,782
	1 前期高齢者交付金	1,481,782
6	県支出金	341,664
	1 県負担金	60,285
	2 県補助金	281,379
7	共同事業交付金	1,431,441
	1 共同事業交付金	1,431,441
8	財産収入	678
	1 財産運用収入	678
9	繰入金	848,796
	1 他会計繰入金	473,148
	2 基金繰入金	375,648
10	繰越金	2
	1 繰越金	2
11	諸収入	5,604
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,602
	歳 入 合 計	7,108,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		81,193
	1 総務管理費	34,167
	2 徴税费	44,369
	3 運営協議会費	416
	4 趣旨普及費	2,241
2 保険給付費		4,477,841
	1 療養諸費	4,009,052
	2 高額療養費	432,771
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	31,516
	5 葬祭費	4,500
3 後期高齢者支援金等		721,372
	1 後期高齢者支援金等	721,372
4 前期高齢者納付金等		504
	1 前期高齢者納付金等	504
5 老人保健拠出金		41
	1 老人保健拠出金	41
6 介護納付金		267,858
	1 介護納付金	267,858
7 共同事業拠出金		1,438,150
	1 共同事業拠出金	1,438,150
8 保健事業費		94,872
	1 保健事業費	94,872
9 基金積立金		678
	1 基金積立金	678
10 公債費		86
	1 公債費	86
11 諸支出金		9,852
	1 償還金及び還付加算金	9,851
	2 繰出金	1

款	項	金 額
12 予備費		千円 15,553
	1 予備費	15,553
	歳 出 合 計	7,108,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車借上料	平成30年度～平成34年度	1,307千円
単価契約に係る特定保健指導業務委託	平成30年度	平成30年度予算の範囲内

後期高齢者医療特別会計

議案第 21 号

平成 29 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度多賀城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 604,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 13 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		493,823
	1 後期高齢者医療保険料	493,823
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 繰入金		108,873
	1 他会計繰入金	108,873
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,253
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入 合 計		604,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 8,407
	1 総務管理費	6,501
	2 徴収費	1,906
2 後期高齢者医療広域連合納付金		593,475
	1 後期高齢者医療	593,475
3 諸支出金		1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	1
4 予備費		867
	1 予備費	867
歳 出 合 計		604,000

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 22 号

平成 29 年度多賀城市介護保険特別会計予算

平成 29 年度多賀城市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,946,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保険料		950,566
	1 介護保険料	950,566
2 使用料及び手数料		109
	1 手数料	109
3 国庫支出金		843,366
	1 国庫負担金	653,547
	2 国庫補助金	189,819
4 支払基金交付金		1,048,202
	1 支払基金交付金	1,048,202
5 県支出金		546,592
	1 県負担金	514,190
	2 県補助金	32,402
6 財産収入		299
	1 財産運用収入	299
7 繰入金		556,861
	1 他会計繰入金	556,860
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳入合計		3,946,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		63,116
	1 総務管理費	7,117
	2 徴収費	3,106
	3 介護認定審査会費	52,503
	4 運営協議会費	390
2 保険給付費		3,593,383
	1 介護サービス等諸費	3,378,011
	2 高額介護サービス等費	71,266
	3 高額医療合算介護サービス等費	13,195
	4 特定入所者介護サービス等費	130,911
3 地域支援事業費		220,210
	1 介護予防事業費	9,729
	2 包括的支援事業・任意事業費	69,668
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	140,813
4 基金積立金		62,523
	1 基金積立金	62,523
5 公債費		5
	1 公債費	5
6 諸支出金		2,003
	1 償還金及び還付加算金	2,002
	2 繰出金	1
7 予備費		4,760
	1 予備費	4,760
歳 出 合 計		3,946,000

下水道事業特別会計

議案第23号

平成29年度多賀城市下水道事業特別会計予算

平成29年度多賀城市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,903,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成29年2月13日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	2,824
	1 分担金	172
	2 負担金	2,652
2	使用料及び手数料	812,787
	1 使用料	812,366
	2 手数料	421
3	国庫支出金	252,000
	1 国庫補助金	252,000
4	財産収入	1,406
	1 財産運用収入	1,406
5	繰入金	5,979,959
	1 他会計繰入金	2,557,287
	2 基金繰入金	3,422,672
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	6,623
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	6,621
8	市債	847,400
	1 市債	847,400
	歳 入 合 計	7,903,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		742,096
	1 総務管理費	123,014
	2 雨水管理費	212,926
	3 汚水管理費	406,156
2 事業費		5,174,111
	1 建設事業費	5,174,111
3 公債費		1,981,372
	1 公債費	1,981,372
4 災害復旧費		1
	1 公共下水道施設災害復旧費	1
5 諸支出金		2
	1 繰出金	1
	2 基金費	1
6 予備費		5,418
	1 予備費	5,418
歳 出 合 計		7,903,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成30年度から 平成33年度まで	当該融資額に対する契約利率に相当する額
水洗便所改造資金損失補償	平成29年度から 平成33年度まで	当該未償還額の1割に相当する額
下水道事業地方公営企業会計移行業務委託	平成30年度から 平成32年度まで	12,872 千円
自動車借上料	平成30年度から 平成34年度まで	3,214 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 287,000	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から40年以内に半年賦元利均等償還又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	7,700			
資本費平準化債	442,500			
下水道事業債 （特別措置分）	92,100			
公営企業会計適用債	18,100			
計	847,400			

水 道 事 業 会 計

議案第 24 号

平成 29 年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分
について

平成 29 年度多賀城市水道事業会計について、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 456,172 千円のうち、46,500 千円を、水資源開発負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するものとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

議案第25号

平成29年度多賀城市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度多賀城市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	23,940戸
(2) 年間総配水量	5,765,905 m ³
(3) 1日平均配水量	15,797 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	235,000千円
イ 配水管改良事業	255,232千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,808,825千円
第1項 営業収益	1,714,105千円
第2項 営業外収益	89,980千円
第3項 特別利益	4,740千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,750,000千円
第1項 営業費用	1,661,626千円
第2項 営業外費用	87,971千円
第3項 特別損失	203千円
第4項 予備費	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額456,172千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,762千円、過年度分損益勘定留保資金37,701千円、当年度分損益勘定留保資金230,209千円、水資源開発負担金46,500千円、減債積立金100,000千円及び建設改良積立金20,000千円で補填する。)

収 入	
第1款 資本的収入	370,828千円
第1項 企業債	171,200千円
第2項 他会計負担金	1,145千円
第3項 工事負担金	188,087千円
第4項 水資源開発負担金	2,000千円
第5項 補助金	5,134千円
第6項 固定資産売却代金	3,262千円
支 出	
第1款 資本的支出	827,000千円
第1項 建設改良費	490,546千円
第2項 企業債償還金	336,254千円
第3項 予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	171,200	証書借入れ又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入期日の翌日から30年以内の半年賦元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、融資条件又は財政都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 223,449千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 上水道部自治法派遣職員受入経費補助金として多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,100千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,682千円と定める。

平成29年2月13日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

